

法人税 マスター講座



会計と税法の調整項目



“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

掲載(予定)テーマ	
①法人税の成り立ち	
②税金のベースとなる「所得」	
③売上原価と仕入原価	
④利益と所得の調整とは	
⑤会計と税法の調整項目	
⑥費用と損金	

今日は、「会計」と「税法」の差異を、「一時的な差異」と「永久的な差異」とに分けて説明します。

会計と税法の一時的な差異

会計と税法の差異には「一時的に発生したもので最終的に解消する差異（＝留保項目）」と「永久的に解消しない差異（＝社外流出項目）」があります。

減価償却費（定額法）の事例で考えてみましょう（図表1参照）。

たとえば1台40万円のパソコンを購入したとします。会計上「このパソコンは2年間使用できる」と考えた場合、支出金額の40万円は20万円ずつ、2年間に分けて費用に計上することになります。一方、税法上「パソコンの耐用年数

は4年」と決まっているので、支出額の40万円は10万円ずつ、4年間に分けて計上します。各年度の減価償却費を比較すると「会計」と「税法」で差異が生じています。

しかし「費用に計上した額」と「損金に計上した額」の総額はどちらも40万円で一致しています。

このように「各年度で差異が発生するものの、最終的に差異が解消する項目」が「留保項目」です。

主な留保項目には次のようなものがあります。

① 減価償却超過額

「会計上の減価償却費」と「税法上の減価償却費（償却可能限度額）との差異を調整する項目です。

す。償却超過（減価償却費／償却可能限度額）の場合は加算調整をします。逆に償却不足（減価償却費／償却可能限度額）の場合は減

② 売上計上もれ

「決算書の売上」が「税務署が指摘した売上」より少ない場合の調整項目です。計上もれを指摘された年度は加算調整、翌年度以降に適正な売上を計上した時点で減算調整します。

③ 棚卸資産計上もれ

「決算書の棚卸資産」が「税務署が指摘した棚卸資産」よりも少ない場合の調整項目です。計上もれを指摘された年度は加算調整、翌年度以降に適正な棚卸資産を計上した時点で減算調整します。

④ 未払賞与否認

「決算書の未払賞与」が「税務署が認めた未払賞与」よりも多い

算調整をします（ただし前年から繰り越された償却超過額が限度です）。最終的な減価償却費の総額は一致します。

「決算書の売上」が「税務署が指摘した売上」より少ない場合の調整項目です。計上もれを指摘された年度は加算調整、翌年度以降に適正な売上を計上した時点で減算調整します。

⑤ 保険積立金計上もれ

「決算書の棚卸資産」が「税務署が指摘した棚卸資産」よりも少ない場合の調整項目です。計上もれを指摘された年度は加算調整、翌年度以降に適正な棚卸資産を計上した時点で減算調整します。

⑥ 压縮記帳（積立金方式）

「決算書の未払賞与」が「税務署が認めた未払賞与」よりも多い

⑤ 保険積立金計上もれ

一決算書で経費に計上した保険料」が「税務署が損金として認めた保険料」よりも多くの場合の調整項目です。経費として認められない金額は資産（保険積立金）と考えて、否認された年度に加算調整をします。翌年度以降に保険を解約した時点で減算調整します。

⑥ 压縮記帳（積立金方式）

圧縮記帳とは、補助金等で固定資産を購入した場合に、通常とは別枠で損金を認める制度です。

「会計上の経費」より「税法上の損金」が多くなる処理（積立金処理）をした場合、購入初年度は減算調整します。翌年度以降に、

会計と税法の差異のうち、永久的に差異が解消しない項目が「社外流出項目」です。主な「社外流出項目」には次のようなものがあります。各項目の詳細は前号を参

会計と税法の解消しない差異

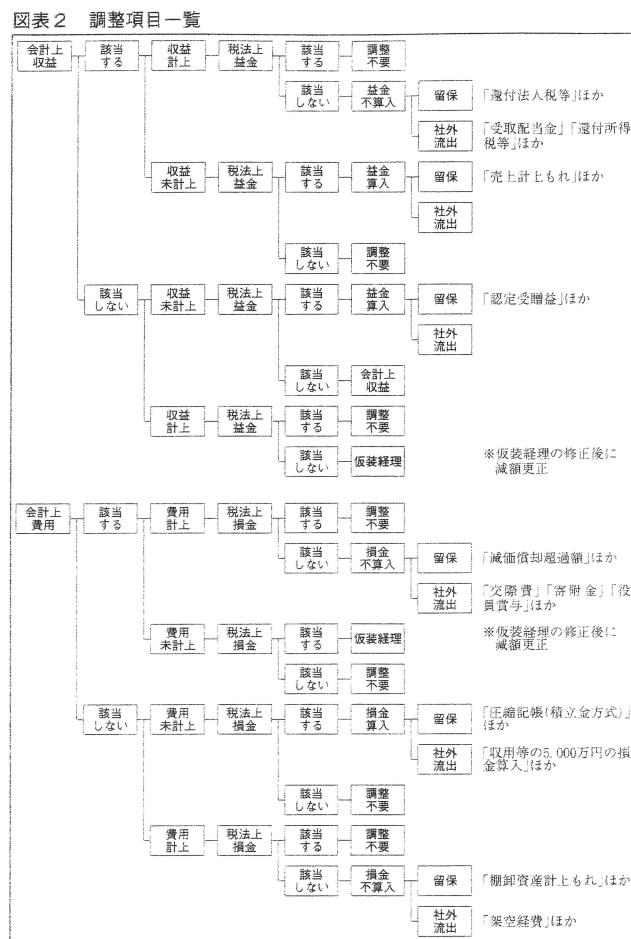
します。

照くださる。

- ・交際費の損金不算入（加算調整）
- ・役員賞与の損金不算入（加算調整）
- ・寄附金の損金不算入（加算調整）
- ・受取配当金の益金不算入（減算調整）
- ・還付所得税等（減算調整）
- ・収用等があつた場合の5,000万円の損金算入（減算調整）

税務調査で修正申告をするよう勧められた場合は、指摘事項が「留保項目」なのか「社外流出項目」なのかを確認することも大切です。

たとえば「賞与を認めない」と指摘された際、それが「未払賞与の否認（留保項目）」であれば、一時的な調整なので総額で考えるべき損得はありません（ただし加算税や延滞税は発生します）。一方で「役員賞与の損金不算入（社外流出項目）」であれば、調整は永久に解消しないので、税負担は増えたままとなります。



ひらいみつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにしている」ことをモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。

調整項目の一覧を図表2にまとめて参考にしてください。

図表1 留保項目（一時的な差異）の考え方

